

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第162号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年5月15日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「新型コロナウイルスに関する県と国と個人含む陽性反応で入院及び死亡までの対応した書類全部 健康づくり課、各保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月13日、実施機関は、本件請求に対し、①新型コロナウイルス感染症発生届及び②感染症法第18条による就業制限、感染症法第19条による入院勧告について（以下これらを総称して「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書に記録された氏名、住所、性別、生年月日等個人を特定しうる情報及び医療機関名が条例第8条第1号、第4号及び第7号に該当するとして、これらの情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年4月7日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来あるべき書類（新型コロナウイルス）感染症に関する公開請求に対して、県はインペイしている。（国の指示事項とか、帰宅させた後の処置対応書類を出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に対し、対象となる事例については、医療機関受診後、県新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関に入院したが、県外の医療機関に転院したと報道されているものである。

また、治療をはじめ入院や転院に関することについては、医療機関や他所属で対応していることから、実施機関では、本件公文書以外の文書を作成しておらず、当該事案に関しては、本件公文書以外の文書は存在しない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日 | 内 容 |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月7日 | 諮問 |
| 令和7年3月18日 第1部会（第21回） | 審議 |

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和2年4月21日に新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認され、その後転院の後、死亡した者に係る事例について、実施機関が保有する公文書のうち健康づくり課及び各保健所において保有するものの公開を求めるものである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）においては、都道府県知事は、第12条第1項の規定に基づく届出（以下「発生届」という。）を受け、同条第2項の規定に基づく厚生労働大臣への報告を行い、第18条の規定に基づく就業制限、第19条の規定に基づく入院勧告・措置等（以下「法に基づく事務」という。）を実施することとされている。

徳島県では、法に基づく事務を行う知事の権限が東部保健福祉局長及び総合県民局長に委任されている（徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）第7条の2、第8条、別表第2の2第61号及び別表第3第54号の4）。そして、東部保健福祉局長及び総合県民局長に委任された事務については、東部保健福祉局にあっては副局長等が、総合県民局にあっては部長等が専決することとされており（徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第9条の2第1項及び第10条の3第1項）、東部保健福祉局及び総合県民局の各保健所の庁舎において、当該保健所の所管区域ごとに、法に基づく事務が行われている。

したがって、実施機関は、県内の医療機関の医師から発生届を受理した場合は、保

健所において法に基づく事務を行うこととなり、当該事務に関する公文書を取得し、又は作成することとなる。本件事例は、徳島市に所在する病院の医師から発生届が提出されているため、東部保健福祉局徳島保健所庁舎において法に基づく事務を行っている。

実施機関では、本件公文書以外の文書を作成しておらず、本件事例については、本件公文書以外の文書は存在しないと説明しているのに対し、審査請求人は、本件公文書以外にも公開請求の対象となる公文書が存在する旨主張しており、公文書の特定について争っている。

本件事例の新型コロナウイルス感染症に感染した者は、入院勧告を受けた翌日に、県外の病院に転院したことが認められる。転院については、法に規定はないが、実務上の取扱いとしては、転院先の県と調整の上、対応を引き継ぐこととされていた（「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」令和2年3月26日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）。そうすると、本件事例については、実施機関は、入院勧告を最後に、それ以降は公文書を作成していないとしても、不合理とは言えない。

2 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

実施機関は本件処分において、本件公文書に記録された住所、氏名、性別、生年月日等個人を特定しうる情報及び入院すべき医療機関名を非公開としているため、これらの情報が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

(1) 住所、氏名、性別、生年月日等について

個人の住所、氏名、性別、生年月日等は、それにより特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第1号に該当する。これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にする必要があるという事情も認められないから、条例第8条第1号ロに該当しない。また、同号イ及びハに該当しないことは明らかである。

(2) 入院すべき医療機関名について

本件請求当時は、新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者とその家族に加え、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為が問題となり、このような行為は医療従事者のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊につながるおそれもあった。このような状況では、感染者が入院した医療機関の名称を公にすることは、当該医療機関に勤務する医療従事者及びその家族への偏見や差別につながり、感染者の受け入れを拒否する等、県が行う感染症対策への協力が得られなくなるおそれがあった。

したがって、入院すべき医療機関名は条例第8条第4号に該当するものと認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-------|------|-----|
| 泉 純 | 行政書士 | |
| 生長 拓也 | 弁護士 | |
| 大森 千夏 | 弁護士 | 部会長 |
| 鎌谷 郁代 | 税理士 | |